

みえDX推進ラボ運営要領

(名称)

第1条 この会は、みえDX推進ラボ（以下「ラボ」という。）と称する。

(目的)

第2条 ラボは、産学官金の連携により、中小企業等のDXの取組による新事業創出・地域課題解決を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ラボは、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) DX推進のためのセミナー、マッチング等の実施
- (2) 新事業創出・地域課題解決に向けたメンター等による支援等
- (3) DX人材の育成
- (4) 会員の連携によるプロジェクトの推進と自立化支援
- (5) その他前条の目的を達成するための事業

(会員)

第4条 ラボの会員は、企業、大学、団体、地方自治体その他前条の事業を実施するために相応しいものとする。

- 2 ラボに入会を希望する者は、その旨を事務局に申し出るものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、会員の登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 会員から退会の申し出があったとき
 - (2) 会員の活動がラボの目的に反すると事務局が認めるとき
 - (3) 法令違反等社会通念上好ましくない行為があったとき
 - (4) その他、登録を取り消すことが適当であると事務局が認めるとき

(組織)

第5条 ラボの運営組織を次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会
会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。
- (2) 企画運営会議
ラボの運営や第3条に掲げる事業企画についての検討を行う。
- (3) みえDXサポーター
ラボの会員で組織し、県内中小企業等のDXの取組に対する支援を行う。

(4) プロジェクトワーキンググループ

第3条に掲げる事業を推進するために、必要に応じてプロジェクトワーキンググループを置くことができる。

(開催)

第6条 前条の運営組織の会議は、総会は年1回程度、その他は必要に応じ随時開催するものとする。

(経費)

第7条 ラボの会費は、無料とする。

- 2 事業の実施及び会議の開催経費は、原則として三重県が負担することとし、会議参加のための旅費等は会員の自己負担とする。
- 3 プロジェクトワーキンググループの活動に必要な費用は、原則として会員の自己負担とする。ただし、特別な場合は三重県が支弁する。

(事務局)

第8条 ラボの事務を処理するため、事務局を三重県雇用経済部産業イノベーション推進課に置く。

- 2 プロジェクトワーキンググループの事務局は提案会員とともに、プロジェクト等に関係する県の担当課が連携して行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、ラボの運営に必要な事項は、会員の合意に基づいて決定することとする。

附 則

この要領は、令和5年4月4日から施行する。